

産廃処分場問題に関する市民情報共有会議について

1 会議の目的について

西尾市一色町生田竹生新田地内における新たな産業廃棄物処分場建設計画や、放置された産業廃棄物最終処分場跡地の問題に関して、市民と市が情報を共有し、問題点等について共通の認識を持つことを目的として「産廃処分場問題に関する市民情報共有会議」を設置するものです。

2 構成団体等について

市民、産業関係団体、市議会議員の代表者で組織します。

※ 市民代表

環境やまちづくりに関する活動を行う団体

※ 産業関係団体代表

衣崎漁業協同組合、西三河漁業協同組合、吉田漁業協同組合、一色うなぎ漁業協同組合、西三河農業協同組合、西尾茶協同組合、三河一色えびせんべい組合、矢作川南部土地改良区、矢作川沿岸水質保全対策協議会

3 任期について

1年

※各団体等において1名の出席に御配慮ください。

4 会議公開について

会議は公開とします。

5 開催スケジュールについて

平成30年度において、3回の開催を予定しています。

・第1回会議

平成30年9月19日（水）午後2時～ 西尾市クリーンセンター

・第2回会議

平成30年10月下旬～11月中旬（予定）

・第3回会議

平成31年1月下旬（予定）

西尾市産廃処分場問題に関する市民情報共有会議設置要綱

(設置)

第1条 西尾市一色町生田竹生新田地内における産業廃棄物処分場問題について、市民と市職員が情報を共有し、共通の認識を持つため、西尾市産廃処分場問題に関する市民情報共有会議（以下「市民情報共有会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民情報共有会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 産廃処分場問題についての情報共有に関すること。
- (2) 産廃処分場跡地周辺の監視に関すること。
- (3) その他市民情報共有会議において必要とされた事項に関すること。

(組織)

第3条 市民情報共有会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって充てる。

- (1) 市民代表
- (2) 産業関係団体代表
- (3) 市議会議員代表
- (4) その他市長が適当と認める者

2 市民情報共有会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加又は変更することができる。

(任期)

第4条 構成員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 市民情報共有会議の庶務は、環境部環境保全課産業廃棄物対策室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市民情報共有会議の運営に関し、必要な事項は市民情報共有会議で協議し別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。